

第6章 民活導入条件整理

1. 県との共同整備に関連する条件の整理

(1) 共同事業に際しての前提条件の整理

1) 共同事業の対象範囲

市県共同事業の対象範囲は、野球場及び屋内練習場の整備及び運営維持管理とする。サブグラウンド、駐車場その他園地部分については、市が単独で整備及び運営維持管理を行う。

図表 1 市県の分担

	整備	運営維持管理
野球場	市県共同	
屋内練習場	市県共同	
駐車場	市単独	
その他園地等	市単独	

2) 共同事業における費用負担の考え方

市は、市単独事業の場合の仕様に相当する整備費及び運営維持管理費を負担する。

県は、共同事業における整備費及び運営維持管理費から、市が負担する費用を差し引いた額を負担する。

図表 2 市県の費用負担

	市の負担額	県の負担額
野球場	○整備費 1万席規模の整備費 ○運営維持管理費 1万席規模の運営維持管理費	○整備費 「2万席規模の整備」－「1万席規模の整備費」 ○運営維持管理費 「2万席規模の運営維持管理費」－「1万席規模の運営維持管理費」
屋内練習場	○整備費 40m×40m 規模の整備費 ○運営維持管理費	○整備費 「50m×50m 規模の整備費」－「40m×40m 規模の整備費」 ○運営維持管理費

	40m×40m 規模の運営維持管理費	「50m×50m 規模の運営維持管理費」－「40m×40m 規模の運営維持管理費」
駐車場	全額を市が負担	(負担なし)
その他園地等	全額を市が負担	(負担なし)

3) 既存施設の取扱い

市においては市営野球場を、県においては県営野球場を所有し運営しているところだが、双方ともに老朽化が進んでいる状況にある。以降の検討はこれを踏まえたものとする。

(2) 共同事業スキーム

1) 連携手法

地方自治体間の連携手法としては、総務省がその導入を推進する共同処理制度が挙げられる。県の本事業への関与の度合いを勘案し、連携手法として、総務省が掲げる共同処理制度のうち「事務委託」、「連携協約」及び「一部事務組合」を抽出した。

図表 3 共同処理制度

共同処理制度	制度の概要	運用状況 (H26.7.1現在)
連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数: 210件 ○主な事務: 消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)、
機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数: 416件 ○主な事務: 介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)
事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数: 5,979件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)
事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数: 1,515件 ○主な事務: ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)
広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数: 115件 ○主な事務: 後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

出所：総務省 HP

2) 共同処理制度の概要

ア 事務委託

① 根拠法令

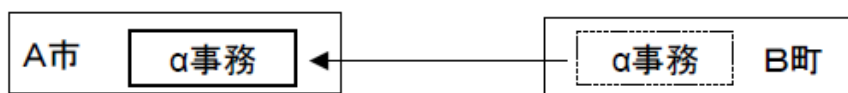
地方自治法第 252 条の 14～第 252 条の 16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



※ 住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。

市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。

出所：総務省 HP

③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

出所：総務省 HP

イ 連携協約

① 根拠法令

地方自治法第 252 条の 2

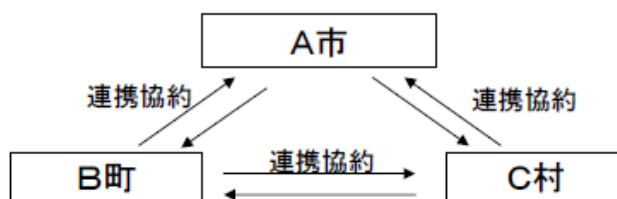
② 制度の概要

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。

図表 4 スキーム図



出所：総務省 HP

ウ 一部事務組合

① 根拠法令

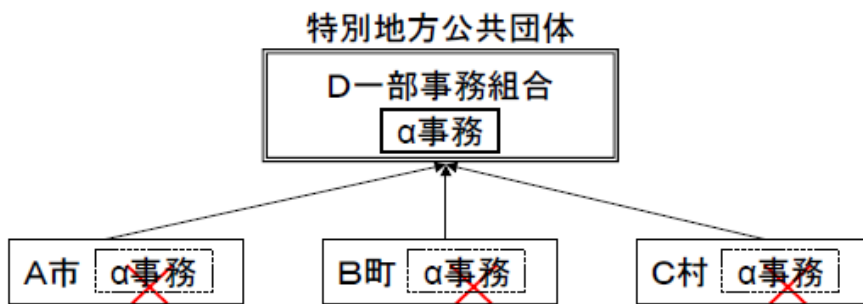
地方自治法第 284 条～第 291 条

② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。（地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。）

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

図表 5 スキーム図



出所：総務省 HP

③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

出所：総務省 HP

3) 想定スキームの抽出（一次）

共同処理制度を勘案のうえ、市県共同スキームとして以下の4つを抽出した。

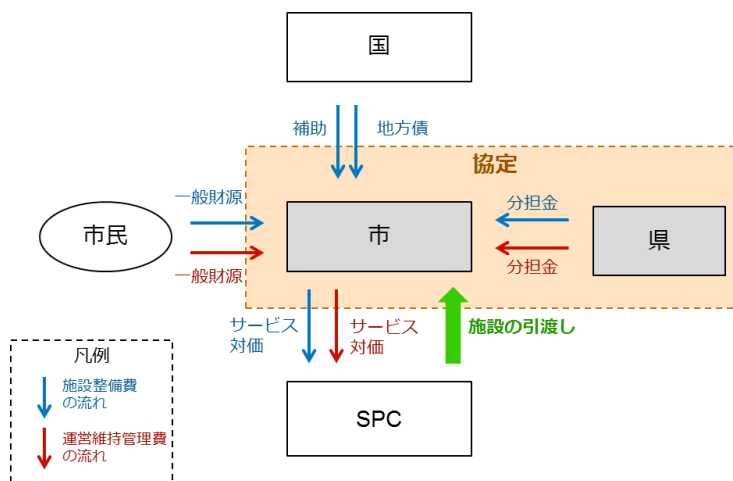
ア 市単独所有方式

市が単独で施設を所有する方式。発注も市単独となることに加え、設置条例も市単独でよく、事務手続き面で簡素な方式といえる。

図表 6 手法等

連携手法	—
発注	市単独
所有権	市単独
設置条例	市のみ

図表 7 スキーム図



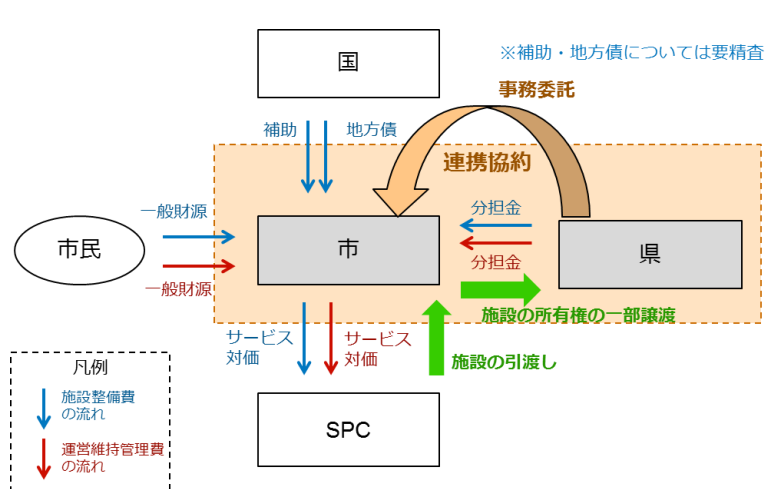
イ 市県共同所有・市単独発注方式

市県で共同にて施設を所有しつつも、市単独で発注事務を行う方式。市が単独で発注を行うため、SPC からの施設の引渡し相手は、市のみとなる。市は、SPC から引き受けた施設の所有権の一部を県に譲渡する。

図表 8 手法等

連携手法	連携協約 ＋事務委託
発注	市単独
所有権	市県共有
設置条例	市県双方

図表 9 スキーム図



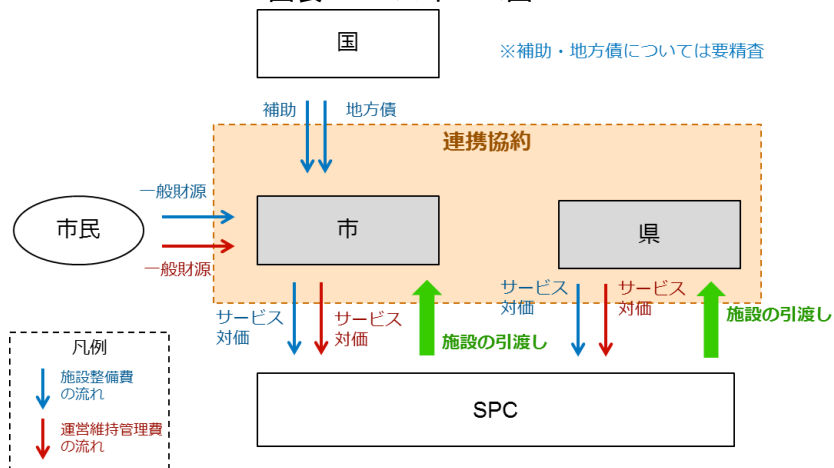
ウ 市県共同所有・市県共同発注方式

市県で共同にて施設を所有することを前提に、市県が共同で発注する方式。市県がそれぞれ、SPC から施設の引渡しを受ける一方、市県が連帯しての発注が必要になる。加えて、発注事務やモニタリングの役割分担なども検討する必要があるが生じる。

図表 10 手法等

連携手法	連携協約
発注	市県共同発注
所有権	市県共有
設置条例	市県双方

図表 11 スキーム図



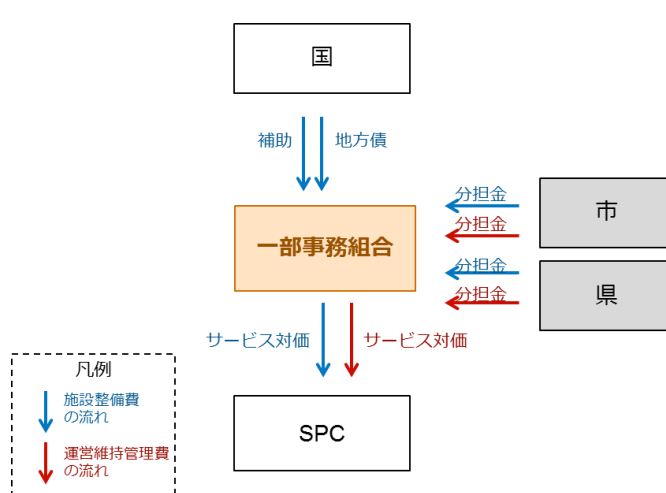
エ 一部事務組合方式

清掃工場整備などで活用される一部事務組合を設立する方式。行政版の SPC といえる一部事務組合を設立することにより、発注、施設所有及び設置条例の設置等の一部事務組合自身が行うこととなる。

図表 12 手法等

連携手法	一部事務組合
発注	一部事務組合
所有権	一部事務組合
設置条例	一部事務組合

図表 13 スキーム図



4) 想定スキームの抽出（二次）

先に示した4つの事業スキームについて、共同整備を進めていく上では市県共同所有・市単独発注方式及び市県共同所有・市県共同発注方式の2つが優れていることから、この2つを抽出する。

5) 想定スキームの比較

市県共同所有・市単独発注方式及び市県共同所有・市県共同発注方式を、現時点の前提に基づき比較すると以下のとおりとなる。市県双方の財政状況等を踏まえ、いずれの方式を採用するか決定する。

	市県共同所有・市単独発注方式	市県共同所有・市県共同発注方式
割賦での施設整備 代金の支払い	施設整備費について、県が分割で支払う仕組みの構築の検討が必要となる。	県の割賦での支払いは可能。
県の意向の反映	協約で定められた範囲内での意向反映となる。	適宜確実に可能。
市県の合意形成の 手間	協約の内容が基本となるので比較的容易	都度合意形成が必要となる。
事業者の視点	通常のPFI事業と同様のリスクとみなされるものと想定される。	議決リスクなど、通常のPFIより高いリスクとみなされる可能性が高い。
モニタリング	通常のPFI事業と同様のモニタリング	煩雑となる可能性が高い。 →市県で役割分担を決めることで簡素化することは可能

(3) 共同事業によるメリット・デメリットの整理

事務委託スキームの採用を前提とし、市県共同事業による、市県双方のメリット・デメリットを以下のとおり整理した。市県双方にメリットがあるため、市県共同で事業を実施すべき。

	市	県
メ リ ツ ト	- プロ野球一軍公式戦の誘致や高校野球岩手大会決勝の開催などが継続的に可能となる。 - 市単独で整備する規模（1万人）分の財政負担で、市の名義にて県内最大級の高規格の野球場を整備・運営でき、市のスポーツ推進に対するイメージ向上に寄与する。	- プロ野球一軍公式戦の誘致や高校野球岩手大会決勝の開催などが継続的に可能となる。 - 県単独で県営野球場を整備する場合の3～5割程度の財政負担で、以下が可能となる。 ➤ 現県営野球場の利用者の受け皿となる球場の整備が可能となる。 ➤ 現球場以上の高規格の野球場の運営が可能となる。 ➤ 現球場よりアクセス性に優れた球場の運営が可能となる。 - 代替地の確保をすることなく、県営野球場規格の球場整備が可能となる。
デ メ リ ツ ト	- 共同処理制度等を採用することによる事務が一定程度発生する。 - 共同で事務を行うこととなるため、双方の庁内のみならず、市と県相互の調整も必要となる。 - 現市営野球場を廃止した場合、現市営野球場の利用者の受け皿となる施設の整備を検討する必要が生じる。	- 共同処理制度等を採用することによる事務が一定程度発生する。 - 共同で事務を行うこととなるため、双方の庁内のみならず、市と県相互の調整も必要となる。

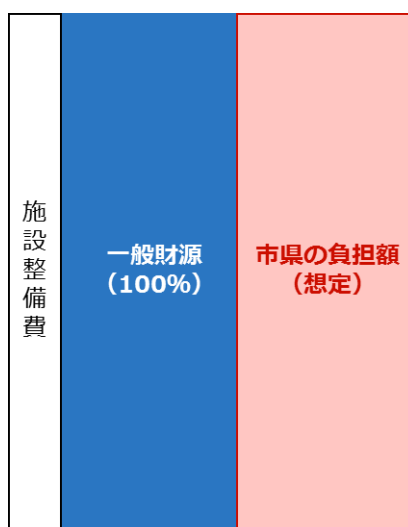
2. 民間資金活用可能性の検討

本事業で想定される市及び県の資金調達方法及び負担額を以下のとおり網羅的に抽出した。起債・補助の対象となる事業費の範囲は今後精査が必要だが、以下では便宜的に、施設整備費全額に対して、起債・補助が活用される前提で整理している。

(1) 全て一般財源とする場合

全てを一般財源で調達する場合、施設整備費全額が市及び県の負担となる。また、施設整備費全額に対し民間資金活用の可能性がある。

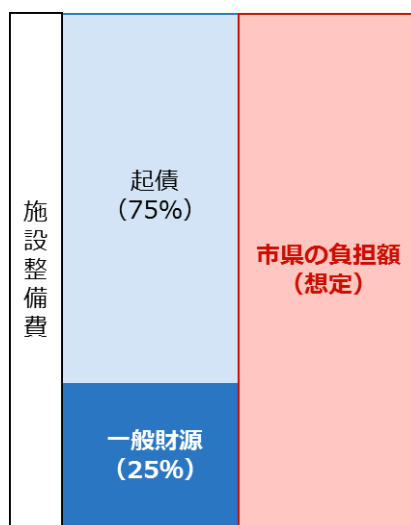
図表 14 資金調達イメージ



(2) 建設事業債を活用した場合

建設事業債を活用した場合、施設整備費全額が市及び県の負担となる。起債の対象とならない、施設整備費の25%相当額が民間資金活用可能性のある費用となる。

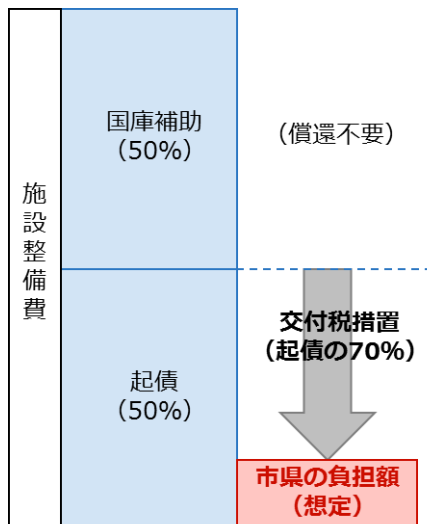
図表 15 資金調達イメージ



(3) 防災・安全交付金を活用

防災・安全交付金を活用した場合、国庫補助の対象となる、施設整備費の50%相当額に加え、交付税措置として残りの50%の70%つまりは施設整備費の35%相当額が、市及び県の負担とはならず、結果、施設整備費の15%相当額のみが市及び県の負担となる。また、この場合、民間資金の活用可能性のある費用は存在しない。

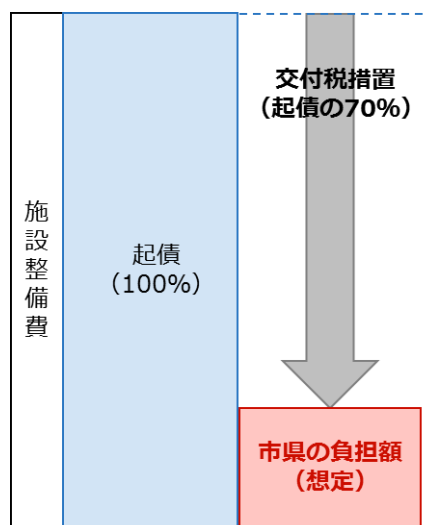
図表 16 資金調達イメージ



(4) 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業を活用した場合、交付税措置として施設整備費の70%相当額が市及び県の負担とならず、残りの30%のみが市及び県の負担となる。また、この場合、民間資金の活用可能性のある費用は存在しない。

図表 17 資金調達イメージ



3. 事業条件の整理

本事業の事業スキーム策定にあたり、検討課題となる事項を抽出し、その概要と方向性について整理を行う。

(1) 事業対象施設

新野球場が整備される盛岡南公園内には、以下の施設が立地することになり、事業の範囲を確定させる必要がある。

- ・ 野球場
- ・ 屋内練習場
- ・ 駐車場
- ・ 公園全体（園地）
- ・ 球技場

このうち、球技場（盛岡南公園球技場）については、既に指定管理者として（公財）盛岡市体育協会が管理を行っている。公募により選定され、現在の指定期間は平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日となっている。

本来、管理効率やイベント開催時の駐車・滞留スペースの調整等の観点から、公園全体を一体的に管理することが望ましいが、球技場に関しては、数年以内に大規模改修の構想があり、かつ計画が検討段階であり、現段階において詳細な改修・修繕内容が未確定であること、管理の一本化については既存の指定管理者との調整が別途必要となることから、今回の検討段階においては、本事業の対象外とする。

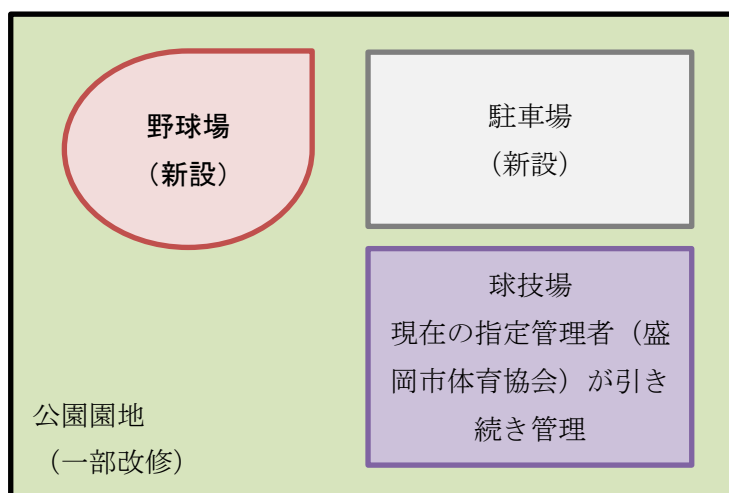
なお、一つの都市公園内の一部のみに指定管理者を指定することについて地方自治法、都市公園法上の特段の問題はなく、事例も多数存在する。

参考 指定管理制度による都市公園の管理について（平成 15 年 9 月 2 日付国都公緑第 76 号）（抜粋）

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に対し、都市公園法第 5 条第 2 項の許可を要することなく、都市公園全体又は区域の一部（園路により区分される等、外形的に区分されて公園管理者との管理区分を明確にすることができ、公園管理者以外の者が包括的な管理を行い得る一定規模の区域をいう。以下「一定規模の区域」という。）の管理を行わせることができること。

図表 18 盛岡南公園内の施設の事業範囲

施設	今回整備	整備・管理
野球場	○	新規の指定管理者＝PFI 事業者 (今回事業を実施するコンソーシアム等)
屋内練習場	○	
駐車場	○	
公園園地	△ (関係部分改修)	
球技場	×	既存指定管理者 (公財) 盛岡市体育協会



(2) 事業範囲

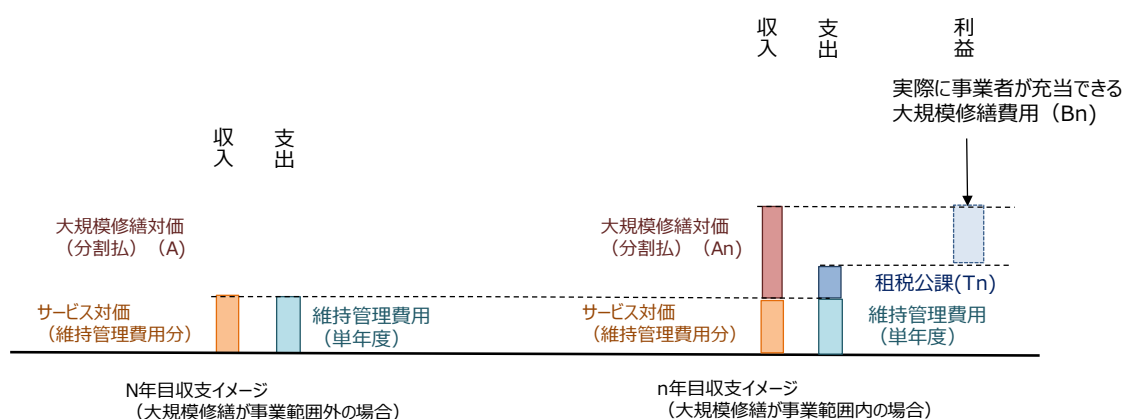
PPP/PFI 事業においては、調査・設計・施工・運営・維持管理等の想定される業務について、①スケールメリットによるコスト削減、②民間ノウハウ活用の最大化の観点から想定される業務すべてを民間事業者に包括的に発注することが望ましい。過去の事業事例からしても、スポーツ施設の PFI 事業を実施する際の民間事業者の事業範囲は、概ね各事業に共通し調査・設計・建設・運営・維持管理の各事業となっており共通している。ただし、一部の国庫補助関係業務、地方公共団体主催イベント等は発注機関の業務範囲となっていることには留意が必要である。

1) 大規模修繕について

PPP/PFI 事業においては可能な限り業務を包括して民間事業者に発注する一方で、大規模修繕／改修については、以下の理由から PPP/PFI 事業の範囲に含めることを慎重に検討する必要がある。

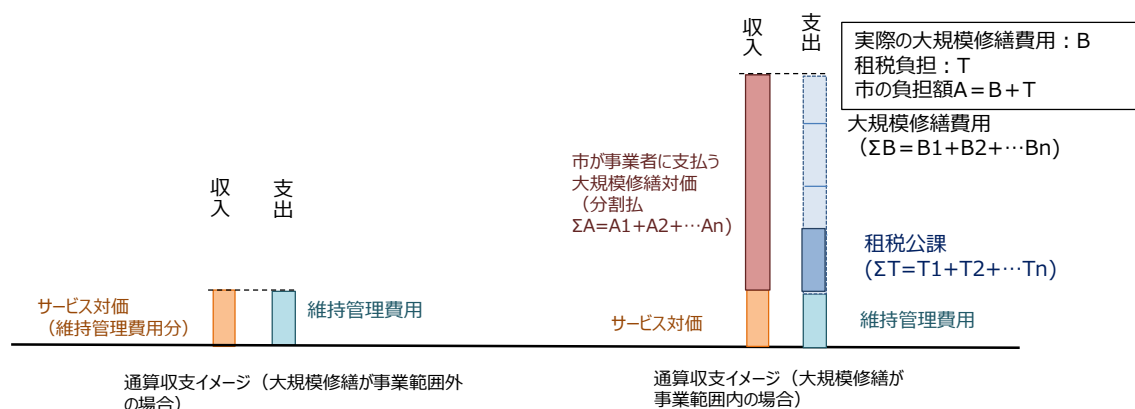
- ・大規模修繕／改修の範囲が実施設計の終了していない提案時では不明確であり、事業者公募段階で正確な積算が困難であること。この場合、民間事業者はリスク回避のため高目に積算を行うことになる。
- ・想定外のリスクを高める要素となり、参入意欲を阻害すること
- ・租税公課の負担が発生し、市の負担が増大すること（下図参照）

図表 19 民間事業者による大規模修繕を事業範囲とした場合の収支イメージ



大規模修繕を事業範囲に含めると、行政から民間に支払う大規模修繕の対価（分割払）（図中 A）が単年度収支で見た場合、民間事業者の「利益」として会計上取り扱われるため、法人税等の租税公課が発生する。

法人税等を支払った後の大規模修繕対価（図中 B）しか充当することができないため、必要な対価を事業者に分割払いで提供する場合、行政は租税公課の分実際の費用より多く支払う必要がある。



大規模修繕を事業範囲外とした場合、修繕費に関してサービス対価と修繕費の収支は均衡するが、大規模修繕が事業範囲に組み込まれると、発注者側は一般的に大規模修繕費相当額を事業期間に亘って分割して支払うことになる。このとき、一般の（大規模修繕のない年の）単年度の収支で見ると、修繕費に関する収支だけで事業収支は黒字となり、その分法人税等の租税公課が発生する。従って、事業期間中にわたって継続的に法人税等を支払う必要が生じ、その税額の分市は大規模修繕費より多い費用を事業者を支払わなければ、収支は均衡しない。

そのため、大規模修繕を民間事業範囲に含めると市に過大な負担が発生する可能性があることに留意する必要がある。

従って、財政負担軽減の観点から、事業範囲は以下のとおりとすることを基本とし、大規模修繕／改修は PPP/PFI 事業範囲から除外し、市が直轄で実施することが望ましい。

図表 20 本事業において想定される PPP/PFI 事業範囲

フェーズ	業務	業務分担
設計	調査業務	事業範囲内
	設計業務	
施工	建設業務	
	工事監理業務	

運営・維持管理	運營業務	
	維持管理業務	
大規模修繕／改修	大規模修繕／改修業務	事業範囲外 (従来型公共事業)

過去の主なスポーツ施設 PFI 事業においては、事業期間が長期であれば大規模修繕を事業範囲に含んでいる一方、15 年程度であれば大規模修繕の発生を想定しない事例（北九州市スタジアム整備 PFI 事業）、または事業範囲から明確に除外する事例（奈良県：新県営プール施設整備運営事業）が存在する。なお、大規模修繕に関する特記は無いが、事業期間 10 年を超過した 30 年間での維持管理計画の策定を事業者に課しているほか、事業終了後（引渡し後）2 年間は修繕・更新の必要性が発生しない状態での引き渡しを義務付けている事例（川崎市：スポーツ・文化複合施設整備等事業）もある。

図表 21 主なスポーツ施設 PFI 事業における大規模修繕に関する記載

発注機関	事業名	事業期間	大規模修繕の事業範囲	期間中の大規模修繕発生見込	大規模修繕に関する記載
茅ヶ崎市 (神奈川県)	柳島スポーツ公園整備事業	20 年	○	○	特記無し
北九州市 (福岡県)	北九州市スタジアム整備等 PFI 事業	15 年	○	×	なお、 <u>大規模修繕について事業期間内での発生は想定していない</u> が、事業期間中の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については規模の大小を問わず SPC の業務に含めるものとする。本事業における大規模修繕とは、「建物の一側面、連続する一面又は全体に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕」をいう（旧建設大臣官房官庁営繕部監修「建築物修繕措置判定手法」の記述に準ずる。）。（事業実施方針より）
奈良県	新県営プール施設整備運営	15 年	×	△	ここでのいう <u>修繕は大規模修繕を除く計画修繕、経常修繕</u> をいう。（要求水準書より）

	事業				
川崎市 (神奈川県)	スポーツ・文化複合施設整備等事業	10 年	○	×	施設の性能及び機能を維持し、利用者の安全かつ快適な利用を確保するために、長期修繕計画（30 年）を策定した上で、～修繕、更新を実施する。（要求水準書より）

（３）事業期間

運営・維持管理を民間事業者へ委託する期間について検討を行う。仮に PFI 事業とした場合、地方公共団体が調達する場合においては維持管理・運営期間に特段の法的制約は発生しない。

PFI においては、事業期間が長ければ長いほど業務の安定性が期待できることがある一方、事業期間中に業務内容を大幅に変更することが困難なため、それぞれの事業の性質により個別に事業期間が定められる。「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」（内閣府）においては、「維持管理・運営期間を 10 年～20 年としている事例が多い」とされている。

本事業においては、先述のとおり大規模修繕を PPP/PFI 事業範囲に含めない方法が適当とされる。具体的に、大規模修繕を PPP/PFI 事業範囲に含めない方法とは、

- ①要求水準で事業範囲外と明記
- ②大規模修繕が見込まれる事業期間としない

ことのいずれかが想定される。また、長期に亘る事業リスクを回避することや、トレンドに応じた事業の柔軟性を確保することを考慮する必要がある。

要求水準で事業範囲外と明記した場合、ライフサイクルコストを考慮した一括した修繕計画の策定が困難になることが想定される。

したがって、事業期間を考慮するにあたり、スポーツ施設の PFI の参考事例や大規模修繕の実施方針を考慮すると、大規模改修を発生前提としない事業期間とするような設定が最も民間事業者のリスクを低減できる（ただし、要求水準を達成する必要がある場合は事業期間中であれば民間事業者によって大規模修繕を実施する）と考えられる。

大規模修繕の発生を前提としない事業期間として、空調や電気設備等の耐用年数を考慮し、事例を参考に検討すると「10 年～20 年」のやや短期である 10 年程度、最長でも 15 年の維持管理・運営期間とすることが望ましい。

（４）光熱水費の負担について

事業に要する費用のうち、過去に行われてきた PFI 事業においては施設の光熱水費は公共側が実費精算により負担する事例も存在する。これは、施設整備に主眼をおいており、完成した建物に対し想定以上の光熱水費が発生し、過度のリスクを民間事業者に負担することを防ぐことが主たる目的である。

一方、公共にとってみれば、民間事業者が光熱水費を低減させるインセンティブに乏しい仕組みとなり、結果として非効率なエネルギー等の利用がなされる可能性があるため、事業の特性により支払方法を慎重に判断すべきである。

使用量変動リスクは民間事業者が負担することも多いが、利用者の利用状況を予測することが困難な場合は公共も負担する場合がある。

なお、スポーツ施設の PFI 事業実施方針における光熱水費に係る取扱は下記の通りである。特記が無い場合、サービス購入料として他の経費と同様に公共団体から民間事業者（SPC）に対価が支払われることになる。実費精算の事例は多くなく、指定管理料の一部に組み込むこととして検討を進める。

図表 22 スポーツ施設の PFI 事業における光熱水費負担の記載

発注機関	事業名	光熱水費	
		実費精算	実施方針上の記載
新潟県	県立長岡屋内総合プール（仮称）整備・運営事業	無し	（特記なし）
茅ヶ崎市 （神奈川県）	柳島スポーツ公園整備事業	無し	（特記なし）
川崎市 （神奈川県）	スポーツ・文化複合施設整備等事業	無し	本施設の運営及び維持管理に要する費用のうち、光熱水費に相当する額で、選定事業者の提案金額を基に、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。 市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。
北九州市 （福岡県）	北九州市スタジアム整備等 PFI 事業	有り	本施設の運営及び維持管理業務に係る光熱水費については、事業者が予

			定価格の範囲内で提案する価格を上限として、運営期間中、毎年度 <u>実費精算</u> により支払う。ただし、民間自主事業に必要な光熱水費は SPC の負担であり、市は支払わない。
栃木県	総合スポーツゾーン 東エリア整備運営事業	無し	県は、運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する対価について、 選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり選定事業者に支払う。 なお、県への本施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

(5) 利用料金制の導入について

PFI 事業で有料施設を整備する際には、利用料金制の導入（混合型）か、事業者の収入をすべて指定管理料で賄うサービス購入型の二通りが考えられる。

スポーツ施設の PFI では、内閣府の PPP/PFI 事例集で掲載されている 20 件中 13 件が混合型を導入していること、盛岡市が取りまとめた「指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き」（平成 27 年 3 月、平成 29 年 3 月最終改正）においても「利用料金のみでは収支採算がとれないような施設であっても、集客・利用促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出す要因になると認められる施設については、利用料金制を積極的に採用することとする」ことから、民間事業者（指定管理者）の経営努力が期待できるような野球場・屋内練習場についても利用料金制を導入することが適当である。

ただし、野球場については、運営方針次第では、上述の「集客・利用促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出す」とならない可能性があるため、民間事業者の動向を踏まえつつ、利用料金制の導入を慎重に判断する必要がある。

（６）民間提案施設

スポーツ施設に関する PPP/PFI 事業では、事業の目的に合致し、事業その他公共用途に影響を及ぼさない範囲で独立採算型の民間提案施設を認めている事例が多数存在する。

ただし、本事業においては以下の理由から民間事業者の提案による新たな施設の設置は前提としない事業方針とする。

- ・仮に条例を改正したとしても、運営事業者からのヒアリングでは、施設の複合化を提案する意見は出されていない
- ・事業者他都市の都市公園内で一般的に設置されているカフェ等の導入には市都市公園条例の改正が必要であること

なお、野球場・屋内練習場の建物内で自主事業として民間事業者の提案を受けることは期待するところであり、審査段階においても評価ポイントとして望まれるところである。